

天理市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月28日

天理市長 並 河 健

天理市規則第27号

天理市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

天理市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年4月天理市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

33	小型特殊自動車・原動機付自転車標識	条例第91条第1項及び第2項	を
----	-------------------	----------------	---

」

「

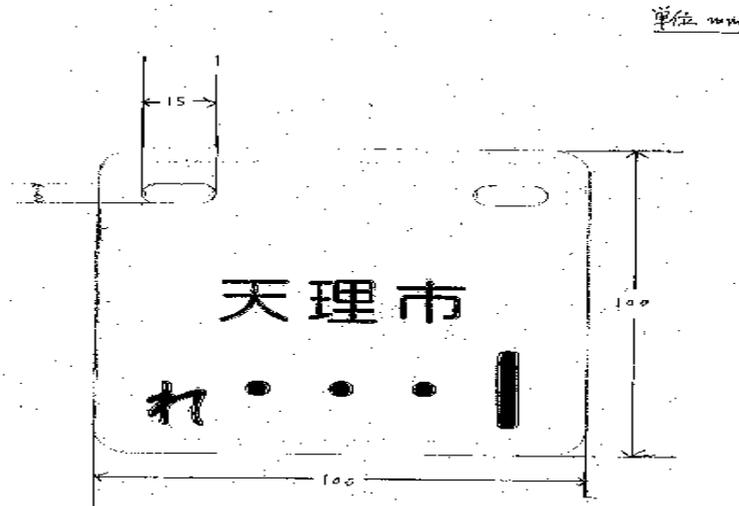
33	小型特殊自動車・原動機付自転車標識	条例第91条第1項及び第2項	に
33の2	特定小型原動機付自転車標識		

」

改める。

別記様式第33号の次に次の1様式を加える。

別記様式第33号の2（第2条関係）



備考

- 1 車両番号は、図示の例により、上段に市名を、下段に原則としてひらがな文字（れ）及び4桁又は5桁の数字をもって表示すること。ただし、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径5mmの点で表示すること。
- 2 この図の中の括弧を付けた数値は、参考のために示すこと。
- 3 番号標は、金属製のもの又は金属及び透明材料を用いたものとし、車両番号は浮出しとする。この場合において、金属及び透明材料を用いたものにあつては、金属製と同程度に堅牢で使用に十分耐えるものであること。
- 4 標識の地の塗色は、白色とすること。
- 5 標識の文字の塗色は、濃紺色とすること。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。